

瀬戸市事業継続支援給付金 交付申請マニュアル

令和2年9月
瀬戸市

第 I 部 受給の要件及び交付額

1 受給対象となる事業者

本給付金の対象となる事業者は、緊急事態宣言に伴う新型コロナウイルス感染症防止対策のための休業要請や行動自粛、宣言解除後の感染防止対策への対応などにより、経営に影響を受けている中小企業者、個人事業主、特定非営利活動法人及びその他法人です。

下記（1）から（8）に該当することが必要です。

（1）法人等の場合は、瀬戸市内に事業所を有すること

本支援金を受給する法人等の場合は、**瀬戸市内に事業所が所在していることが必要**です。事業所とは、工場、事務所又は店舗をいい常時雇用を要しない倉庫等の施設は対象としない。なお、瀬戸市内に事業所が所在していれば、市外に本店がある事業者についても受給対象となります。

（2）個人事業主の場合は、瀬戸市が納税地であること

本支援金を受給する個人事業主の場合は、**確定申告書（確定申告書B）の「住所（又は事業所・事務所・居所など）」上欄に記載の住所が瀬戸市内であることが必要**です。なお、市外に事務所がある事業者についても受給対象となります。

（3）中小企業者、個人事業主、特定非営利活動法人及びその他法人であること

○中小企業者とは

中小企業基本法に規定する中小企業者が対象となります。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※中小企業基本法に規定する中小企業者（中小企業庁WEBサイトより抜粋）

○その他法人とは

社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、農業法人等の各種法人が対象となります。

- (4) 令和2年2月から12月（又は申請月の前月）までの間に、前年同月の売上が50%以上減少していないこと

<注意点>

50%以上減少している月が存在する場合は、本支援金の対象外です。国の持続化給付金の対象となりますので、国の持続化給付金を申請ください。

- (5) 令和2年2月から12月（又は申請月の前月）までの間に、前年同月の売上が30%以上減少している月が存在すること

- (6) 令和2年3月以前から事業収入を得ており、営業実態が確認できること。又は令和元年以前から業務委託等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として計上している個人事業主で、営業実態が確認できること

事業収入（確定申告書の事業収入欄の額）があることが必要です。ただし、事業収入の申告がなく、税務上、雑所得又は給与所得として申告している個人事業主は、業務委託契約等及び支払調書の写しを提示することで対象となります。

- (7) 交付申請日及び交付決定日において倒産・廃業していないこと

- (8) 誓約書に記載されている事項の誓約

第1号様式「瀬戸市事業継続支援給付金交付申請書（請求書）」に記載されている誓約事項に誓約することが必要です。

2 交付額

常用従業員数に応じて**1事業者あたり5万円から100万円を上限とし、売上減少見込み額**です。

なお、瀬戸市飲食店事業者支援給付金の交付を受けた対象事業者については、交付額の上限から飲食店支援給付金の10万円を差し引いた額（当該額がマイナスとなる場合は、零）とします。

常用従業員の数	給付額
0人	5万円
1～4人	10万円
5～9人	20万円
10～19人	40万円
20～29人	70万円
30人以上	100万円

○常用従業員数とは

雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者が対象となり、令和2年度の労働保険の年度更新にて申告した雇用保険被保険者数となります。

<加入要件>【厚生労働省HPより】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000140565.html>

- ・雇用保険の適用事業所に雇用される次の労働条件のいずれにも該当する労働者の方は、原則として全て被保険者となります。
 - ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
 - ② 31日以上の雇用見込みがあることまた、パートやアルバイトなど雇用形態や、事業主や労働者からの加入希望の有無にかかわらず、要件に該当すれば加入する必要があります（季節的に一定期間のみ雇用される方など、一部被保険者とならない場合があります）。個人経営の農林水産業で、雇用している労働者が常時5人未満の場合は任意。
- ・会社の取締役や役員は、原則として被保険者となりません。

ただし、会社の役員と同時に部長、支店長、工場長等の従業員としての身分を有する者は、服務態様、賃金、報酬等からみて、労働者的性格の強いものであって、雇用関係があると認められる場合に限り、雇用保険に加入できます。
- ・個人事業の事業主（実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人を含む）と同居している親族は、原則として雇用保険に加入できません。

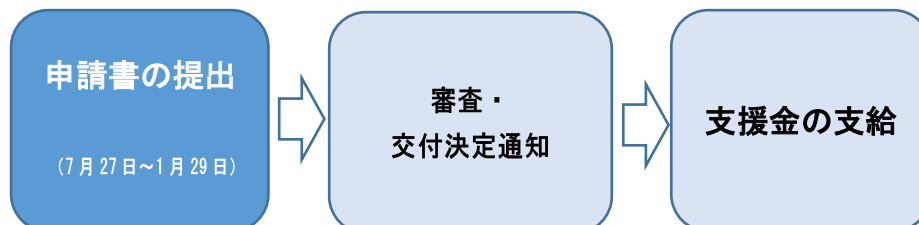
ただし、事業主と同居する親族であっても、以下の条件を全て満たす場合は雇用保険に加入ができます。手続きの際に雇用の実態が確認できる書類等を提出していただく場合があります。

 - ① 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。
 - ② 就業の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、
 - ・ 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等
 - ・ 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期等について、就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。
- ③ 事業主と利益を一にする地位（取締役等）にないこと。
- ・ 季節的に雇用される次の労働条件に該当する労働者の方は、被保険者となります。
 - ① 4か月を超える期間を定めて雇用されること
 - ② 1週間の所定労働時間が30時間以上であることなお、季節的な雇用とは、季節的業務（積雪など自然現象の影響を受ける業務）に期間を定めて雇用される又は季節的に入・離職することをいいます。

第Ⅱ部 受給の手続き

1 受給の手続きの流れ

本支援金の受給の手続きは、おおむね次のような流れとなります。



適正な申請書受理後、概ね3週間程度で指定の口座に振り込まれます。書類に不備がある場合は、振り込みまで3週間以上の時間を要します。

2 受付期間

令和2年7月27日（月）から令和3年1月29日（金）

(※) 郵送の場合は1月29日消印有効

3 申請の手続き

本支援金を受給しようとする事業者は、申請に必要な書類を整備提出すると共に、追加の提出を求められた場合には、速やかに追加提出する必要があります。

4 申請に必要な書類

(1) 第1号様式 瀬戸市事業継続支援給付金交付申請書（請求書）

(2) 第1号様式別表 市内に所在する事業所とその従業員数

(3) その他必要な添付書類

① 令和元年度の事業収入が分かる書類

② 常用従業員の数が分かる書類

③ 振込先口座が分かる書類

(※) 詳細は、別表1「添付書類一覧」のとおり。

- 支援金申請書等の様式は、瀬戸市のホームページからダウンロードできます。
- 提出時には**必ず控えをとり**各自保管してください。一度提出された書類は返却しません。

5 申請方法

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**原則郵送**といたします。申請に必要な書類一式を、次の宛先まで送付して下さい。

郵送での提出が困難な場合は、市役所産業政策課（平日のみ）で受付いたします。
（受付時間は8時30分から17時15分まで）

申請書類の送付先

〒489-8701 瀬戸市追分町64番地の1
瀬戸市 産業政策課
事業継続支援給付金担当 宛

注意：切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※郵送する際は、簡易郵便など郵便物の到達について確認できる方法で送付いただくと確実です。

6 支給方法

瀬戸市による審査完了後、適当と認められる場合、申請者に対して通知するとともに、指定口座に協力金を振り込みます。

なお、申請内容が不相当と認められる場合は、申請者に対しその旨通知します。

7 その他

支給決定事業者が虚偽申請、その他不正な手段により支援金の交付を受けた場合は支援金を返還しなければなりません。また、本支援金の受給後、国の持続化給付金を受給した場合についても支援金を返還しなければなりません。

8 お問い合わせ先

○支援金の申請方法について

瀬戸市地域振興部 産業政策課
瀬戸市事業継続支援給付金担当
電話番号 0561-88-2647、2651（ダイヤルイン）
対応時間 平日8時30分～17時15分

交付金の“振り込め詐欺”“個人・企業情報の搾取”にご注意ください。

- 市町村などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村などが、「事業継続支援給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村などが銀行口座の番号などの企業・個人情報に照会することは、絶対にありません。